

12 管理運営

薬学部

(1) 教授会

① 学部教授会の役割とその活動の適切性

【到達目標】

「北海道医療大学学則」に基づき、北海道医療大学薬学部教授会が置かれており、薬学部教授をもって構成され、薬学に関する教育・研究の統括的な運営、推進を図ることを目標とする。

【現状の把握】

薬学部教授会は「北海道医療大学薬学部教授会規程」に基づき運営されており、本学薬学部教授をもって構成されており、審議事項は次の通りである。

- (1) 学部内規定の等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- (5) 編入学生の単位認定に関する事項
- (6) 研究生・聴講生及び外国人学生に関する事項
- (7) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (8) 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- (9) 学長の諮問した事項
- (10) その他本学部の教育・研究及び運営に関する事項

教授会は学部長が招集し、議長を務め、毎月1回の定例教授会および必要に応じて臨時教授会が開催されている。ただし、学部長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、准教授又は講師等の構成員以外の教員を出席させることができる。上記の事項を審議決定するに当たり、必要に応じて学部内に設置されている各種委員会で原案を策定する等、学部教育、業務の民主的かつ効率的運営を行っている。また、教授会における審議決定事項は学部教員全員が共有できるように、月1回開催される教員懇談会において広く周知徹底され、学部内の管理運営に支障がないように配慮している。

【点検評価】

教授会においては、審議事項に関連する各種委員会において策定された原案を審議決定しているが、複数の委員会が原案作成に関与し、学部内において意見の集約、吟味がなされている。また、各種委員会の委員長には教授会の構成員である場合が多く、原案の意図するところが教授会において十分に反映され円滑に教授会が運営されている。講師以上の人事に関しては選考委員会において選考された複数の候補者を無記名投票で決し、人事結果の公正性を図っていることは適切なものである。一方、全学に関係する審議事項は各学部の教授会および学部長会議において決せられるが、学部内の各種委員会及び全学各種委員会の数が多数となり、担当する教員の負担が過重となっており、一部の教員に偏っている状況があることは否めない。

【改善方策】

教授会の役割および運営に関して問題点は認められない。学部内、全学に関連する各種委員会の数については、今後全学的な検討を待たなければならないが、複数の委員会の統廃合、構成員のスリム化を図る。

②学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【到達目標】

薬学部教授会規程では「学部長は教授会を招集し、その議長となる。」と定められており、教授会においては、学部長は教授会の円滑な議事運営努、調整を行うと同時に教授会の意志決定を担う。また、各種委員会の設置に際し、「学部長が必要と認めたときには、教授会の議を経て各種委員会を置くことができる」と規定されており、各種委員会と教授会の意思疎通・統合を遅滞なく行うことを目標とする。

【現状の把握】

学部長は、薬学部教員による第一次投票、次いで教授会メンバーによる第二次投票を経て、教授会あるいは教員との信頼関係により選考される。教授会においては議長を努め、円滑な議事運営を担っている。学部長の下には教授会メンバーである教務部長、教務部副部長(2名)、学生部長、学生部副部長(2名)が執行部として組織されている。執行部は、教授会に先立ち執行部による議事内容の確認、情報交換などの事前協議を行い教授会の円滑な議事運営の一部を担っている。また、各種委員会には、教授会メンバーが参画しており、教授会の議事内容に応じ、教授会の意思が反映できる体制がとられており、教授会と学部長間の連携協力関係が維持できるものとなっている。

【点検評価】

学部の管理運営を円滑に進めていく上で、学部長と教授会が良好な関係を保つことが必要である。学部には教務部長、教務部副部長(2名)、学生部長、学生部副部長(2名)が学部長を補佐し、各種委員会とともに学部の管理運営に関わる諸政策の原案作成に関わっている。教授会と学部長の間で執行部、各種委員会を通じて適切な連携協力関係がとられていると考えられる。一方、機能分担については、学校教育法等、法令上では学部長の役割は明確に定められていないが、本学では学部長は理事に専任され教授会の議長を努めるにとどまらず、学園全体の運営にも関わる立場にもある。したがって、教授会自治の原則を維持しつつ、私立大学の経営的観念を視野に入れた教授会運営をも担っている。教授会との適切な共同関係を位置づける上で重要な役割分担を果たしているといえる。

【改善方策】

教授会と学部長との間の連携協力及び機能分担は極めて重要である。連携協力及び機能分担という観点から見ると教授のみならず、准教授、講師、助教、事務職員など教授会決定を実行する役割を担う教職員の意見・提案などを幅広く聴くことが、決定者と執行者との間に信頼関係を生み、学部運営管理の責任者である学部長と教授会との間の適切な連携協力・機能分担がより一層醸成されることになると考えられる。

③学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【到達目標】

薬学部教授会は前述した学部内事項を審議し、評議会は大学運営に関する基本的な重要事項を協議調整あるいは審議決定する教学組織の最高決定機関であり、両者の役割分担が適切に果たせることを目標とする。

【現状の把握】

薬学部教授会での重要審議事項は、大学内の周知徹底あるいは協調のために評議会においても協議調整されている。評議会の構成員は、学長を議長として、各学部より学部長、教務部長、学

生部長、事務局長などからなり、各学部の審議事項などについての十分な説明が行われた後、協議される。また、全学的な協議事項は評議会にて協議、審議され、各学部教授会へとフィードバックされるしくみとなっている。

【点検評価】

各学部教授会と評議会との間の連携は、評議会メンバーが各学部より選出されているため、十分な連携体制あるいは、各学部および全学に対する役割が果たされている。

【改善方策】

現時点で、特に改善を要することはない。

歯学部

(1) 教授会

① 学部教授会の役割とその活動の適切性

【到達目標】

到達目標の記載は、歯学部の教授会が教授会規程に沿った運営がなされているか否かが重要と考えられる。本学の各学部の教授会は、それぞれの「教授会規程」に基づき運営されており、審議事項、構成員等の基幹部分は全学的にはほぼ共通したものとなっている。歯学部教授会規程による審議事項は次の通りである。これらの規定に従い民主的、円滑、かつ効率的な運営を目指している。

- (1) 学部内規定等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- (5) 編入学生の単位の認定に関する事項
- (6) 研究生・聴講生及び外国人学生に関する事項
- (7) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (8) 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- (9) 学長の諮問した事項
- (10) その他本学部の教育・研究及び運営に関する事項

【現状の把握】

教授会の開催は毎月2回（第2、4水曜日）定期的に行われており、上記に掲げた事項について審議決定している。上記の事項を審議決定するにあたり、必要に応じ、学部の下に設置されている関係各種委員会で原案を策定するなど、学部教育、業務の民主的かつ効率的運営を行っている。また教授会の構成員は教授であるが、学部長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、准教授又は専任講師等の構成員以外の教員を出席させることが規定されている。教授会の役割とその適切性を考える時に、大学（教学組織）の統括者である学長の役割について言及する必要があると考えられる。「教員職位規程」では「学長は、大学を代表するとともに、評議会、大学院委員会の議長として大学運営全般を統括する」と規定されている。また大学（教学組織）の最高決定機関である評議会では、その「評議会規程」において、「評議会は、学長が招集し、その議長となる」と明記されており、大学運営に関する基本的な重要事項を協議調整あるいは審議決定している。さらに、大学の円滑な運営に資するため、学部長会議を設置している。「学部長会議規定」により、学長が会議を招集し、その議長となり、学長と各学部長との意思の疎通を図り、大学の基本的な方針を確認し、共同関係を保つ場と成っている。したがって、大学管理運営に関する中核的な規定において、大学（教学組織）における業務は、基本的には教学側の権限として認められている。

なお、教員の採用または昇任は、「教員任用規程」に基づき行われており、さらに、教授・准教授、講師の選考は、「教員選考委員会内規」および歯学部の「教員選考基準内規」に則り、候補者を選考の上、教授会において投票により決定している。以上のように、教育課程、教員人事は、基本的に教授会の承認を得て、評議会に推薦承認されており、教授会の意思が尊重されたものとなっている。また教授会が果たしている役割を設置者（法人）の役割との関係で考察した場合、教授会の権限は基本的に設置者の権限から独立している。

【点検・評価】

本学では、大学（教学組織）の意思決定と執行の過程において、設置者（法人）との連携、調整を図るとともに、大学（教学組織）の意向を十分反映させるため、学長が理事に就任し歯学部長は、法人評議員となっており、そのため、設置者（法人）と大学（教学組織）は相互に信頼性を維持している。また、歯学部長は常任理事会へオブザーバーとして常時参加し、設置者（法人）と学部間の意思の疎通や信頼関係を補完するとともに、円滑な学部の管理・運営に資することが可能な体制になっている。このため、経営面・教育面等の管理運営上の重要事項に対しては大学（教学組織）の意向が適切に反映され、経営と教学の調和を保つことが可能であるという点では評価されることである。また、教員選考に当たり、教授選考では全てプレゼンテーションを行い、准教授、専任講師等の選考においても必要に応じプレゼンテーションを行い、大学教員としての資質や教授能力を判定し行っている。ややもすると、研究業績が重視されがちであるが、選考に当たり、このような方法を取り入れていることは評価に値すると考えられる。

なお、教授会の運営に関して問題点も指摘されている。つまり、全学又は学部の下に設置されている各種委員会の数が多数となり、担当する教員の負担が過重となっていたり、委員会構成員が一部の教員に偏っているという状況があることは否めない。

【改善方策】

学内外を問わず高等教育をめぐる諸情勢、教育改革が進展する状況下で、大学も諸情勢に照らし、適切かつ迅速な運営方針の決定が重要になってくる。

教育面では、各教授会においては学部ごとの特殊性を発揮すると同時に、学長が大学の自治の中心となり、従来に増して各学部の相互理解と調和を維持しながら運営していく必要がある。また、全学または学部の下に設置されている各種委員会が多数にのぼるとともに、一部教員の負担が過重になっているとの指摘があることから、各委員会について点検評価し、有効に機能していない委員会の廃止、複数の委員会の統廃合、委員会構成のスリム化、さらには、委員会機能の迅速化を図るシステムづくり等について検討することが適当と考えられる。

なお、検討に当たっては、従来の慣例等にとらわれず、委員会構成員に准教授・講師等を積極的に登用するとともに、教授会においては、構成員の職階に関らず大局的な見地から、その意思決定を尊重する姿勢が必要である。また、教員選考に当たっては、教授に限らず、全学的に准教授・講師等の選考の際にも、面接及び講義内容のプレゼンテーション等を行い、学生に対する教育指導や教授能力等を十分判定する。

②学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【到達目標】

歯学部の「教授会規程」では、招集および議長に関して、「教授会は、学部長が招集し、その議長となる。学部長が事故あるときは、学部長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。」と定められている。また、各種委員会の設置に関し「学部長が必要と認めたときは、教授会の議を経て、各種委員会を置くことができる。」と規定されている。この規定に沿って民主的、適切かつ円滑に運営を行うことを到達目標としている。

【現状の把握】

各種委員会には、教授会構成員も一員として参加しており、全学を除く各学部における管理運営方針については、各種委員会において意見調整を行いながら原案を策定し、教授会で審議決定している。

教授会開催前には、教授会の円滑な運営を図るため、議事内容の確認、情報交換を行う等の事前協議を行っている。この事前協議には、歯学部では、学部長・教務部長・学生部長・事務課長、また、臨床との連携・調整を図るため、歯学部学生の臨床実習の主体施設となっている歯科内科クリニックの長である院長が参加し実施している。

歯学部における各種委員会には、相当数の教授、准教授、専任講師が参画しており、教授会の議事内容に応じ、教授の意思が反映可能な体制となっており、学部教授会と学部長との間の連携協力関係が維持できるものとなっている。

【点検評価】

学部の管理運営を円滑に推進していくためには、学部長と教授会が良好な関係を保つことが必要である。歯学部には、教務部長・教務部副部長・学生部長・学生部副部長等が学部長を補佐しており、前述の様々な委員会とともに、学部の管理運営の基本方針に関わる諸施策の原案作成等に携わっている。また、学部長会議において、大学の管理運営や教学の全般にわたって学長と各学部長の意思の疎通が図られていることが、教授会における円滑な合意形成に資しており、学部教授会と学部長との間の適切な連携協力関係が維持されていると考えられる。

一方、機能分担について考える場合、学部長の役割についての考慮が必要である。すなわち、学校教育法等の法令上では、学部長の職務権限等は明確に定められていないものの、本学では歯学部長は、評議員に選任されており単に教授会の議長を務めるにとどまらず、学園全体の運営にも関わる立場にある。このことは、教授会自治の原則を維持しつつ、私立大学としての経営的観点を視野に入れた教授会運営の任をも担っていることにほかならず、教授会との適切な協同関係を位置づける上で、重要な機能分担を果たしていると考えられる。そして、現状において、本学が中規模私立大学であるがゆえに、自主自律体制を維持しながら自由闊達な議論を妨げない教授会であることを示唆していると考えられる。また、教授会は、「教授会規程」に基づき運営され、基本方針の策定に当たっては、前述のとおり、様々な委員会・学科会議等において、内容に応じた機能分担がなされており、円滑な教授会運営に資しているものと考えられる。

なお、教授会のあり方に関しては、従来の慣例にとらわれず、教授会における報告・審議事項を真に教育に関する重要事項に精選する等、学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担における一層の効率化を図る工夫が必要と考えられる。

【改善方策】

学部教授会と学部長との間の連携協力および機能分担は極めて重要である。現状では、学部の管理運営に関する決定機関は教授会であるが、学部教授会と学部長との間の連携協力及び機能分担の適切性という観点から見た場合、教授のみならず、准教授・講師・助教、事務職員等、その職種・職階等の画一的な区分を越えて、有能な人材を委員会等構成員に積極的に登用することが、必要であると考えられる。すなわち、教授とともに教授会決定を実行する役割を担う准教授・講師・助教、事務職員等の意見・提案等を幅広く聴くことによって、決定者と執行者との間に信頼関係が構築され、ひいては、学部運営管理の責任者である学部長と教授会との間の適切な連携協力及び機能分担に資することになる。

後述するが、本学は勿論、大学をめぐる諸環境は大きく変化している。特に、研究もさることながら学生教育の改善や資質・能力の向上が求められている今日、決定者と執行者の意思疎通が極めて重要と思慮される。

また、従前に増して学生教育が重要視される今日、教授会における報告・審議事項の精選等、教員・事務職員等の人的・時間的な効率化を図ることが極めて重要であり、常に工夫を重ねる。

③学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【到達目標】

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担は、「評議会規程」、「学部長会議規程」において定められており、これらの規定に従って適切に行うことを目標としている。

【現状の把握】

評議会は、学則第12条に基づき、本学の重要事項を審議するため設置され、その「評議会規程」においては、「評議会は、学長が招集し、その議長となる」と明記され、さらに、「原則として毎月1回以上招集する」と規定されている。また、その組織・審議事項等については、以下のとおり規定されている。

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 学部長
- (5) 個体差健康科学研究所長
- (6) 医療科学センター長
- (7) 附属病院長
- (8) 医科歯科クリニック院長
- (9) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (10) 学長が指名する教授

2 学長は、必要と認めるときに、評議会の議を経て、評議員以外の者を、評議会に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
- (2) 大学の機構、組織のうち学部、学科等に関する事項
- (3) 学則並びに教学関係の諸規程の制定、改廃に関する事項
- (4) 大学教員の職制、任免の基準及び人事、定員に関する事項
- (5) 大学教員の勤務及び厚生に関する事項
- (6) 学年暦及び休日、休講並びに全学的行事に関する事項
- (7) 入学試験の実施に関する基本的な事項
- (8) 教学に関する予算の配分及び運営に関する事項
- (9) 学生の厚生補導の基本に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) 名誉学位の授与及び名誉教授の推薦に関する事項
- (12) 学長から諮問された事項
- (13) 教授会から提案又は付託された事項
- (14) 歯学部附属歯科衛生士専門学校に関する必要な事項
- (15) その他必要と認められる事項

(各学部との連絡)

第6条 評議会は、審議事項について教授会の意見を求めることができる。

2 評議会の審議結果は、学部長から、その都度教授会に報告しなければならない。

上記の規程に従い、学部教授会、評議会、学部長会議はそれぞれ役割を分担し運営されている。

評議会は、大学運営に関する基本的な重要事項を協議調整あるいは審議決定する教学組織の最高決定機関であり、評議会では、全学的な共通事項または学部等の重要事項について審議決定しているが、決定に当たっては、学部長会議において、学長と各学部長との意思疎通を図るとともに、各教授会において事前に審議決定することを基本としている。

【点検評価】

前述のとおり、評議会における審議決定は、学部長会議、各教授会の議を経て行われており、学内コンセンサスの円滑な形成に留意するとともに、意思決定プロセスの透明性が確保されているといえる。また、評議会規程第6条（各学部との連絡）において、評議会と教授会との意思疎通が可能となっており、学部教授会と全学的審議機関（評議会）との間の連携及び役割分担は適切であるといえる。

【改善方策】

現行規定では、その構成員は、教授に限定されているものと解釈される。今後、社会の変化への対応や多種多様な観点から議論を進めるために、女性の積極的な登用、さらには、事務職員の登用等について、構成員等のあり方およびそのアカウントビリティーの徹底とともに検討することが望まれる。

看護福祉学部

(1) 教授会

① 学部教授会の役割とその活動の適切性

【到達目標】

学部の学事や人事に関する審議機関、意思決定機関として、タイムリーに機能するとともに民主的に運営されること。

【現状の把握】

本学部の教授会は、本学部の教授をもって組織されており、学部長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、講師以上の教員を教授会に出席させることができる。また、学部長は、教授会を招集し、その議長となっている。原則として毎月1回の開催であるが、9月、11月、2月、3月は入試や卒業判定などのために必要に応じて2回以上開催されている。教授会での審議事項は下記に示した通りである。

なお、教授会に先だって、2つの会議が開催されて教授会で、報告、審議される議題が絞られていく。一つは、看護学科、臨床福祉学科、人間基礎科学講座（看護福祉学部配属されている全学教育担当の教員からなる講座）それぞれで開かれる学科・講座会議である。ここでは学科の教育上の課題を協議している。もう一つは、学部運営小委員会（学部長、看護学科長、臨床福祉学科長、教務部長、学生部長で構成）である。原則として毎月1回の学科会議を開催し、教授会がその目的を果たし、かつ円滑な議事を図れるよう、各学科や各委員会で提出された議題を確認、教授会で提出すべき議題を調整している。

【点検評価】

学部教授会は、学科・講座会議、学部運営小委員会で検討、調整された議題を受けて、報告または審議されている。そのため、十分議論すべき議題については、あらかじめ時間をとって議論しており、民主的な運営が行われている。教授会での報告・審議事項については、学科会議や講座会議で各教員に知らされ、そこで意見や異議がある場合は、それぞれの学科・講座会議を経て教授会に提出されるという循環が機能している。

【改善方策】

学部教授会はその役割を果たしており、適切に運営されている。教授会活動が適切であるためには、各学科・講座の活動の活性化が重要であり、今後も、学科・講座の議題が教授会の意思決定に反映され、決定事項が学科・講座で実施に移されるという循環がうまく機能するよう、民主的、かつ円滑な運営を継続していく。

②学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【到達目標】

学部長と学部教授会は、機能を適切に分担し、連携協力して、学部の学事・人事に関わる審議を行う。

【現状の把握】

学部長は、学部の代表者として、学部教授会と協力して、学部運営や将来構想に責任をもっている。学部教授会メンバーは、本学部の学事に関わる委員会（学科・講座会議、教務委員会、学生委員会、実習委員会）長を務めると同時に、全学の学事に関わる委員会（FD委員会、図書館委員会、キャンパスハラスメント防止委員会など）の委員として活動している。そのため、学部教授会では全学として取り組むべき課題についても積極的に議論している。学部長は、学部の代表者として、その議題を学部長会議に協議事項または話題を提供し、協議を深め、その結果を学部教授会にフィードバックし、学部運営に生かしている。

【点検評価】

学部長は学部の代表者として、学部教授会の意見や意向を学部長会議や学部の将来構想に生かしている。学部教授会は、学科や講座の意見、または学部、全学の委員を務めながら、学部として意見、意向を打ち出しており、健全に機能している。

【改善方策】

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担は、学部運営小委員会や教授会での意見交換を通じて適切に行われているので、今後も継続していく。

③学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【到達目標】

学部教授会と評議会の連携および役割分担を適切に行う。

【現状の把握】

全学の重要事項の審議機関である評議会には、学部長と看護学科長、臨床福祉学科長がメンバーとして出席し、学部や各学科としての意見を述べ、審議に参加している。

（学部教授会 審議事項）

- (1) 学部内規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- (5) 研究生・委託生・聴講生及び外国人学生に関する事項
- (6) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (7) 編入学に関する事項

- (8) 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- (9) 学長の諮問した事項
- (10) その他本学部の教育・研究及び運営等に関する重要事項

(学部長会議での協議事項)

- (1) 全学の運営基本方針の策定に関する事項
- (2) 教育研究推進に関わる重要課題に関する事項
- (3) 学部間で調整の要がある全学的課題に関する事項
- (4) 評議会・教授会等の運営上、調整・整理が必要な事項
- (5) FD委員会及び教養教育協議会の運営上、調整を要する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(評議会 審議事項)

- (1) 教育及び研究活動の基本に関する事項
- (2) 大学の組織及び運営に関する事項
- (3) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事の方針及び重要な人事に関する事項
- (5) 大学の将来計画に関する事項
- (6) 学年歴及び全学的行事に関する事項
- (7) 入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項
- (9) 学生の厚生補導の基本に関する事項
- (10) 学生の賞罰の基本に関する事項
- (11) 名誉教授及び客員教授に関する事項
- (12) 学長から諮問された事項
- (13) 教授会から提案又は付託された事項
- (14) 歯学部附属歯科衛生士専門学校に関する必要な事項
- (15) その他必要な事項

【点検評価】

評議会では学部長、看護学科長、臨床福祉学科長が評議会メンバーとして参加していることから、全学的な視野で、学部教授会の意見、意向を捉え直して、審議に臨める体制ができている。

【改善方策】

学部教授会と評議会の連携および役割分担を適切に行われており、改善すべき点は見あたらないので、今後も継続していく。

心理科学部

(1) 教授会

① 学部教授会の役割とその活動の適切性

【到達目標】

学部教授会の運営に関する規程に従い、学部を教育理念・目的に沿って運営すること。

【現状の把握】

学部教授会は心理科学部教授会規程に則り行われている。現在、教授会構成員の了解のもと月に一度定期的で開催され、学部運営上重要な事項について審議が行われている。

【点検評価】

学部教授会構成員は臨床心理学科教授7名と言語聴覚療法学科教授9名であり、学科間がアンバランスな状態である。このアンバランスは採決が必要な審議事項の時間問題が生じる恐れがあるが、現在は採決でこのアンバランスが直接響いたことはない。

【改善方策】

一つの解決策は、学科の人材養成目的を尊重して、それぞれの学科の主体性を認めることであると考えられる。そのため、学科の構成を改めることがすでに進行している。

②学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【到達目標】

学部長は大学運営の基本方針に沿い、教務部長、学生部長、学科長から各組織の状況・問題点を十分に把握したうえで学部運営の指導性を発揮し、学部教授会は学部長の点検を十分に行うこと。

【現状の把握】

学部教授会は心理科学部教授会規程に則り運営されている。学部長は議長となり、教授会規定の第4条に記されている事項を審議し、第5条に従って運営されている。運営の詳細は心理科学部教授会議事運営に関する内規に示されている。

教授会で審議する事項等の整理、教授職以外の教員との意思疎通を図るため学部運営小委員会、学科会議、教員会議が組成され、規定に従って運営されている。

学部運営小委員会では学部教授会に諮る審議事項が整理され、学部の将来計画等も話し合われる。学部長が議長となり事務課長が記録を取り、各学科長、学生部長・副部長、教務部長・副部長（臨床心理学科と言語聴覚療法学科に各部長または副部長が指名される）から構成される。学部運営小委員会は「学部運営小委員会に関する申し合わせ」に従って運営されている。

学科固有の教育上の問題を協議するため「心理科学部学科会議内規」に従って学科会議が運営されている。

教授会は教授のみから組成されているため、准教授以下の教員との意思疎通を図るため、教授、准教授、講師、助教から構成される教員会議（心理科学部教員会議運営内規に従って運営）で教育上の課題が協議されている。教員会議では学部長会議報告、学部教授会報告、大学院研究科委員会報告、評議会報告が行われ、さらに各種の学部委員会、全学委員会の審議・協議事項が報告されている。

加えて、学部の教育目的に照らして、実習が極めて重要であるので、各学科会議内に実習委員会が組成されている。また、インフルエンザなど感染症対策などは全学委員である保健管理センター運営委員からの報告を受けながら、学部長が指揮を執り、状況等を事務課長経由で全教員に情報提供している。

また、学部・学科運営のための経常費は年度末に法人と協議するが、この時は学部長に加え、各学科長、必要に応じて学部付属の臨床心理・発達支援センターの室長も出席しているので、各学部の部局の意見を法人に伝える機会は保障されている。

【点検評価】

現在の学部長と学部教授会との連携協力および機能分担には特段の問題がないと評価される。

【改善方策】

現状を改善する必要は認められない。

③学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性**【到達目標】**

全学的審議機関で審議・協議された内容が遅滞なく学部教授会に伝達され、大学の基本方針が周知されること。

【現状の把握】

既に述べたように、学科の各教員の意見等は学科会議、教務委員会・学生委員会、学部運営小委員会を経て教授会に諮られ、さらに教員会議でも意見を述べる機会がある。

評議会、学務連絡協議会などには学科長あるいは教務部長、学生部長が所属しており、これらの委員会での協議事項等は学部運営小委員会で話題にされるので、学部長はこれら会議の内容を知り、学部教授会に諮ることができる。

【点検評価】

全学的審議機関（評議会）で協議された内容が学部長に伝えられない場合もある。これは、構成員となっている教員が協議内容の重要性の判断を任意に行っているためである。

【改善方策】

全学的審議機関（評議会）で協議された重要事項は学部長会議でも報告されるのだが、学部長が開催日時を的確に把握し、その都度出席委員から報告を求めることが重要である。（一部は既に学科長経由で実施済みである。）

薬学研究科**④大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性****【到達目標】**

研究科委員会を定期に開催することで研究科に関する諸事項を審議し、薬学研究科の円滑な運営を図る。

【現状の把握】

大学院薬学研究科規定により、委員会は毎月1回招集することになっている。この規定により現在委員会は原則として毎月第2水曜日に教授会終了後に開催され、以下の事項を審議する。

- ・ 規程等の制定及び改廃に関する事項
- ・ 教員の人事に関する事項
- ・ 学生の入学、退学、転学、休学及び修了並びに除籍及び懲戒に関する事項
- ・ 教育課程の編成及び試験に関する事項
- ・ 学位論文提出者の資格審査に関する事項
- ・ 学位論文の審査に関する事項
- ・ その他教育、研究及び運営に関する重要事項

研究科委員会は16研究分野の教授17名で構成されている。研究科委員会の附属委員会として教務委員会、臨地実習委員会、研究推進委員会、大学院将来検討委員会がおかれ、研究科に諮るべき事項に関する事前協議、原案の作成などを実施している。

【点検評価】

研究科委員会の構成員数は多くはないが、直接に大学院生の指導に当たる教授のみで構成されていることから、意見調整もしやすく全体としてまとまりのある活動を展開している。また必要に応じて臨時の委員会を開催して事に当たるなど、この活動において現時点では特に問題は生じていない。

【改善方策】

各研究分野の准教授や講師は大学院担当教員を兼ねるが、これらは薬学研究科委員会の構成委員ではないことから、直接に審議に参加することはない。必要に応じて研究科長が招集することは制度上可能であるが実際にその例はなく、准教授・講師は各教授から研究科委員会の内容を聞くだけである。したがって、分野によっては重要事項が十分に伝わっていない場合がある。今後、大学院再編に向けて重要な審議が続くことが予測されることから、周知体制の確立と拡大研究科委員会の設置などが必要である。

⑤大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【到達目標】

薬学部と薬学研究科における教育システムの一貫性を維持し、大学院における教育・研究の効率化を図る。

【現状の把握】

薬学部においては薬剤師国家資格の取得を最終目的とした教育カリキュラムが設定され、これにより国家試験に合格した卒業生の多くは病院・薬局に薬剤師として就職することになる。このような卒業生の一部が、学部で学んだことをベースに、さらに高度な専門性を学び学位取得後に医療に貢献することを目指して大学院に進学している。したがって、大学院における教育・研究は、入学者のこのようなニーズに合致したものであることが重要である。学部教育と大学院教育の一貫性を維持するために、現在薬学研究科委員会のメンバーはすべて教授会メンバーを兼ね、定例の教授会と研究科委員会は毎月第2水曜日午後2時に続けて開催するなどして連携している。

【点検評価】

薬学研究科と教授会の連携は理想的な形で維持されており、特に問題とすべき事項は見当たらない。

【改善方策】

現時点では、改善すべき事項は特にない。

歯学研究科

④大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

【到達目標】

本大学院歯学研究科は教育理念・教育目標を達成するために、2008（平成20）年4月に研究コースと認定医・専門医養成コースを創設し、学部教育に続き高度な教育と研究を推進し、保健・医療・福祉の連携・統合を担う実践的な人材の養成を含めた大学院を目指している。そのために、研究活動を行うために必要な高度な能力を会得させ、また認定専門資格に必要な専門的臨床能力を会得させる新しいカリキュラムを確立し、また薬学研究科、看護福祉学研究科で開講している科目を研究科間共通科目として取り入れ、保健・医療・福祉の連携・統合をはかることとしている。

この目標を達成するために、歯学研究科委員会は民主的な合議・採決により迅速に意思決定することを目標としている。

【現状の把握】

本大学院学則に基づき歯学研究科に管理運営組織としての歯学研究科委員会が置かれ、議長に研究科長を充てている。歯学研究科委員会は、教育理念と教育目標をカリキュラムに沿って実現するために、研究科長の委嘱のもと大学院運営委員会を置き、教育研究等に関する事項を討議・検討し、歯学研究科委員会の議を経て具体化・実行している。

歯学研究科委員会は「大学院歯学研究科委員会規程」に基づき、研究科の教授およびその他本委員会の議を経て研究科長が認めた者から構成されている。また、学長および研究科長が必要と認めた時には、委員会の議を経て講師以上の教員を出席させることができることとしている。歯学研究科委員会は委員の3分の2以上をもって成立するものとし、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

なお、歯学研究科委員会の審議事項は以下のとおりであり、議事録は学務部教務課で所管している。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学及び修了並びに除籍及び懲戒に関する事項
- (4) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (5) 学位論文提出者の資格審査に関する事項
- (6) 学位論文の審査に関する事項
- (7) その他教育、研究及び運営に関する重要事項

歯学研究科委員会は研究科長を議長とし、2008（平成20）年度には20回開催された。

【点検評価】

本学大学院歯学研究科委員会は、学則、規程、細則等に則り、民主的な合議・採決による迅速な意思決定を通して管理運営されている。また、歯学研究科における諸問題に迅速に対応するために、大学院運営委員会における活発かつ建設的な討議・検討は大きな役割を占めており、円滑な組織運営が行われていると評価できる。しかし、本歯学研究科委員会規程には議事運営の細部は別に定めるとされているが、大学院運営委員会に関する規程等は定められていないのは適切でない。

【改善方策】

本学大学院運営委員会の組織や審議事項等に関する規程は明文化されていないが、実質的に本運営委員会は「大学院歯学研究科委員会規程」に明示されている審議事項を事前討議する運営組織となっている。現行制度において支障なく円滑な審議が遂行され、極めて理想的な管理運営がなされている。しかし、その役割等を明確化し、明文化された規定に従って適切かつ公正に管理運営するために、「大学院歯学研究科運営委員会規程」等を早急に定める必要がある。

⑤大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【到達目標】

大学院歯学研究科は教育理念・教育目標を達成するために、学部教育に続き高度な教育と研究を推進することに努めている。大学院歯学研究科における教育研究の推進は研究科委員会が主体となって実施されているが、歯学研究科の管理運営を遂行するために学部教育の要となる学部教授会との緊密な連携のもと相互協力関係を構築し、迅速な意思決定を図ることを目標としている。

【現状の把握】

本学部教授会を構成する委員は教授 27 名から構成されている。そのうち、「大学院歯学研究科担当教員選考および申請に関する基準」に則り、教授 19 名が歯学研究科担当教授を兼任しており、大学院歯学研究科委員会の委員を構成している。また、研究科長は学部長が兼任し、両者の議長を務めている。両者は同一期日に開催され、事務所管は学務部教務課で一括管理していることから、実務的には極めて円滑な運営が行われている。たとえば、両者の相互協力関係に基づいて、カリキュラム編成等における担当教員の配置等は重複することなく速やかに決定されている。

【点検・評価】

歯学研究科担当教授は一定の基準に則り適切かつ公正に選考され、歯学研究科委員会を構成している。このことは大学院生を指導し、高度な教育と研究を推進するために妥当である。一方で、一部の学部教授は歯学研究科担当教授に選出されていない。しかし、研究科長が歯学研究科委員会と学部教授会の議長を兼任していること、同一期日に開催していること、学部教授会の開催に先立ち歯学研究科委員会が開催されていることから、その相互協力に基づき共通案件は遺漏なく伝達され、審議を経て意思決定が実現されていることは評価できる。しかし、歯学研究科委員会における共通案件以外の審議事項が学部教授会に報告されていないことは管理運営上適切でない。

【改善方策】

学部教授会の開催冒頭には、本学各種会議・委員会での審議状況等が適宜文書資料および口頭で報告されているが、併せて歯学研究科委員会における審議状況等も学部教授会に報告されるよう努める。

看護福祉学研究科

④大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

【到達目標】

研究科委員会においては、研究科長の下、教育・研究に関する事項、人事に関する事項、学生支援、FD 活動などが、目に見える形で、適切に行われていること。

【現状の把握】

研究科では、2005（平成 17）年度から、看護学専攻、臨床福祉学専攻の教員各々 2 名からなる「教務担当教員」4 名、「学生担当教員」4 名と、研究科長他、両専攻の教員各々 2 名からなる「FD 担当教員」5 名を研究科委員会で選出して、研究科委員会で果たすべき役割をそれぞれが分担し、責任をもって活動している。

（看護福祉学研究科委員会 審議事項）

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学及び修了並びに除籍及び懲戒に関する事項
- (4) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (5) 学位論文提出者の資格審査に関する事項
- (6) 学位論文の審査に関する事項
- (7) その他教育、研究及び運営に関する重要事項

【点検評価】

研究科内で役割を分担することにより、研究科委員会で果たすべき役割が明確となり、大学院の教育理念、教育目標、目的に照らした活動が行えるようになっていることは評価できる。

【改善方策】

2005（平成17）年度から、本学研究科委員会として、教務担当教員、学生担当教員、FD担当教員の役割を決め、担当教員を選出してきたが、正式な委員会ではないので、今後、その必要性、重要性から正式な委員会として発足させていく。

⑤大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性**【到達目標】**

学部教育と大学院研究科での教育の一貫性を保つために、学部教授会と大学院研究科委員会との連絡が目に見える形でとれていること。

【現状の把握】

本学研究科では、大学院研究科委員会の構成員の約8割が学部教授会構成員であることから、大学院研究科と学部教授会との間には必然的に相互関係がとれている。しかし、組織としては別になっているので、学部教授会の一部のメンバーにとっては、大学院研究科委員会の活動が見えにくい。

【点検評価】

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係がとれる、正式な体制がない。

【改善方策】

学部教授会において、大学院研究科委員会の報告の場を設け、大学院研究科委員会と学部教授会との間の相互関係を促進する。

心理科学研究科**④大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性****【到達目標】**

大学院に教育理念・目的に沿った機能を果たしているか、PDCAサイクルで点検する。

【現状の把握】

大学院心理科学研究科委員会規程および大学院心理科学研究科委員会議事運営に関する内規に教務、学位、人事等が規定されており、大学院を運営する上で大学院研究科委員会の役割と機能は適切であると判断される。

その適切性は大学院授業計画の作成、大学院学位日程表の作成、修士学位および博士学位の順調な取得、人事、さらに文部科学省の大学院教育改革支援プログラムの両専攻での獲得などで示されている。

【点検評価】

2つの専攻、臨床心理学専攻と言語聴覚療法学専攻、で1研究科が構成されており、それぞれの人材養成内容が異なるため、時として、学位論文の記載方式で意見の不一致が見られる。

【改善方策】

各専攻のマル合教授を中心として、科学的論文であることを前提に、それぞれの研究の特徴を尊重しつつ、学位論文の記載方式を統一していくことが考えられる。

⑤大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【到達目標】

学部教育と大学院教育が有機的な連携を保ち、教育理念・目的を達成できるようになること。

【現状の把握】

大学院研究科長と学部長が兼務しており、さらに学部教授会構成員と大学院研究科構成員は重複しており(学部教授 16 名中大学院教授 14 名)、学部教授会と大学院研究科委員会はそれぞれの責任事項は個別に審議されるが、学部、大学院の問題意識は共有され、教育理念・目的を達成するために有機的に適切に機能している。

【点検評価】

学部と大学院それぞれが抱えている協議すべき事項については、学部長・研究科長、学科長、教務部長・副部長、学生部長・副部長、及び必要に応じて臨床心理・発達支援センター長、附属病院言語聴覚室長が参加して月 2 回開催される定例の学部運営小委員会において、教授会あるいは研究科委員会の開催前に問題意識が共有されている。

それぞれの立場から協議事項が検証され、事前に問題点が整理され、円滑な学部運営および大学院運営が行われており、組織運営の手続きは適切であると評価される。

【改善方策】

学部教授会と研究科委員会との関係の適切性に関しては、現状を改善する必要性は特段認められない。

ただし、組織の運営は構成員の資質に影響されるので、学部・研究科毎に適切な補充人事を行うことによって学部教授会と研究科委員会を活性化させ、相互関係を円滑にすることが可能となる。

(2)学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

①学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

【到達目標】

諸規程等に基づき適切に運用する。

【現状の把握】

学長の選任手続は、以下のとおり「学長選任規程」の定めに従い、実施されている。

【学長選任規程 抜粋】

(学長候補者選考委員会)

第 2 条 学長候補者選考のため、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の委員は、理事長の指名する 10 名以内の理事・法人評議員及び教授をもって構成する。

(選考委員会の発足)

第 3 条 理事長は、次の各号の場合に委員を委嘱し選考委員会を発足させなければならない。

- (1) 学長の任期満了の 90 日前
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員になったとき。

(委員の任期)

第4条 委員は、学長が選任されたとき委嘱を解かれるものとする。

(会議)

第5条 選考委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 選考委員会は、委員長が招集する。

3 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

(選考方法)

第6条 選考委員会は、大学教授又はその経歴を有する者の中から、学長候補者を選考する。

2 委員会は、理事長の指定した期日までに、学長候補者を選考しこれを理事長に提出しなければならない。

(学長の選任)

第7条 理事長は、選考委員会で選考された学長候補者について教授会等及び評議会の議を経て、理事会で学長を選任する。

(公示)

第8条 理事長は、前条の規定に基づき選任した学長名を学内に公示する。

(学長の任期)

第9条 学長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学長は任期終了後も、後任者が選任されるまではその職務を行う。

学部長の選任手続きは、以下のとおり「教員役職候補者選考手続規程」の定めに従い、実施されている。

【教員役職候補者選考手続規程 抜粋】

(教員役職候補者の選考)

第2条 教員役職候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 教員役職者の任期が満了するとき。

(2) 教員役職者が辞任を申し出たとき。

(3) 教員役職者が欠員になったとき。

(選考の時期)

第3条 教員役職候補者の選考は、前条第1号に該当する場合は、任期満了の2か月前から行うものとする。また、前条第2号又は第3号に該当する場合は、すみやかに行うものとする。

第3章 学部長候補者の選考

(選考)

第9条 学部長候補者の選考は、所属学部の専任の教授、准教授及び講師による投票とする。

(学部長候補者の候補選考)

第10条 学部長候補者の候補を選考するため、所属学部の専任の教授、准教授及び講師による第1次投票を行う。

(被選挙資格)

第11条 被選挙資格者は所属学部の専任の教授とする。

(投票管理委員会)

第12条 学部長は、1次投票を実施するため当該学部教授会に投票管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(投票管理委員会の委員)

第13条 委員会の委員は、教授会又は学科会議において教授、准教授、講師から各1名を選出する。ただし講師からの委員は、教授又は准教授をもって充てることができる。

2 委員長は、委員の互選とする。

(投票管理委員会の任務)

第14条 委員会は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 投票期日等の公示
- (2) 投票資格者の名簿の調整及び異議申立に対する審査
- (3) 投票場所の設営、管理
- (4) 投票時における照合及び投票用紙の交付
- (5) 投票の監視
- (6) 投票箱の保管
- (7) 開票

(第1次投票の資格)

第15条 第1次投票の資格は、投票の日を公示した日に有していなければならない。ただし、休職者、海外留学生は除く。

(投票)

第16条 投票は、単記無記名とする。

- 2 不在投票及び代理投票は、認めない。
- 3 投票総数が、選挙資格者総数の4分の3を超えない場合には、再投票を行う。

(教授会の選考)

第17条 第1次投票の得票多数3名(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)は、学部長候補者になり、教授会で候補者の選考のため第2次投票を行う。

- 2 第2次投票において有効投票の過半数の得票者がいない場合は、得票多数2名について再投票を行う。
- 3 学部長は、有効投票の過半数の得票者について教授会の議を経て、学部長候補者として学長に上申する。

(評議会の選考)

第18条 学長は、学部長候補者について評議会の議を経て理事長に上申する。

(理事会への付議)

第44条 理事長は、学長の上申を適当と認めたときは、理事会に付議する。

大学院研究科委員会の長である研究科長の選考は、「教員職位規程」において、特別の事情がある場合を除き、当該学部長候補者をもって充てることとしており、特別の事情がある場合については、上記、「教員役職候補者選考手続規程」の定めに従い、実施されている。

【教員職位規程 抜粋】

(教員役職者の選考)

第27条 教員役職者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 総合図書館長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 大学病院長
- (6) 歯科内科クリニック院長
- (7) 大学教育開発センター長
- (8) 個体差健康科学研究所長
- (9) 個体差医療科学センター長
- (10) 情報センター長
- (11) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長

- 2 前項1号及び3号を除く教員役職候補者の選考については、「教員役職候補者選考手続規程」の定めるところによる。
- 3 研究科長候補者は、当該の学部長候補者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

【点検評価】

学長、学部長及び研究科長の選任手続については、各規程に明文化されており、適切に実施されている。

また、教授会等及び評議会の議を経ており、全学の総意のもとに選任されている。

【改善方策】

学長の選任手続については、前述のとおり、適切に運営されており妥当であると考えられ、短期的には、改善・改革の必要性はないと思慮される。

なお、大学をめぐる諸環境が大きく変化している今日、大きな改革や本学のあり方をダイナミックに変革しようとする場合、私学としての管理運営の観点からは、学部長の選考手続規程がこれに適合しているかどうか、今後検討していく。

②学長権限の内容とその行使の適切性

【到達目標】

大学の管理運営体制の充実及び大学改革を迅速に進めうる管理運営組織体制の確立を進める。特に学長がリーダーシップを十分に発揮できるよう、学長補佐体制の整備を行う。

【現状の把握】

「教員職位規程」では、「学長は、大学を代表するとともに、評議会、大学院委員会の議長として大学運営全般を統括する」と規定されている。また、寄附行為第7条第1項第1号に基づき、理事に選任されている。このことは、大学における教育研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、他方において、理事会の一員として経営的責任を負うことによって教学と経営の調和を維持しつつ、教職員を統督し、教育研究の向上を期することが学長の基本的な業務であることを意味している。

現状では、学部長会議等を主宰し、全学の運営基本方針を策定するとともに、「学則」、「評議会規程」及び「大学院委員会規程」等に基づき業務を執行している。

【点検評価】

学長権限の行使が適切かどうかは、大学の社会的存在価値を高める、つまり、いかに主体性を持って運営しているかが大きな点となると考えられる。その際、特に、教授会との関係において言及する必要があると思慮される。

教授会については、大学が教育研究機関である限り、その範囲は教育や研究に限定されるものと考えられ、大学又は学部の最高決定機関ではなく、学長権限との関係では、教授会は学長の諮問機関であると言える。したがって、学長は教授会決定に従って業務を執行するものではないと考えられる。

大学の主体性や自治は、むしろ学長の主体性や自治、つまり、その権限をいかに適切に行使するかが問われることになる。学長の基本的な業務は、「他方において、理事会の一員として経営的責任を負うことによって教学と経営の調和を維持しつつ、教職員を統督し、教育研究の向上を期する」と前述した。大学が入学者を選ぶ時代から選ばれる時代に突入した今、ともすれば、学内行政に関心が向けられがちな教授会を、学部長との意思疎通・連携協力により、選ぶ側としての学生の利益を社会との要請との関係においてどう実現していくか、そして、私立大学である以上、

教学と経営の完全な分離はあり得ないことを念頭に置きつつ、業務の執行に当たることが求められ、学校教育法の定めからも、学長権限の重さと、教学と経営に関する立場を鑑みれば、学長が教授会決定の単なる執行者ではないことが明らかである。

本学では、前述の通例と思慮される学長権限と照らした場合、適切に権限を行使していると考ええる。

【改善方策】

2009(平成 21)年 4 月からは教員の定年退職者 1 名を学長補佐(特任教授)に任免し、「2020 行動計画」等の推進の役割を担っている。

今後は、この体制が十分なサポート機能を発揮しているか検証し、必要があれば更なる充実を図る。

③学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

【到達目標】

学部長及び研究科長の権限の行使にあたり、大学運営に関する意思決定プロセスと学長のリーダーシップ体制を確立するために、各学部教授会等との連携に適切な役割を果たす。

【現状の把握】

教員職位規程において、学部長及び研究科長は次のように規定されている。

(研究科長)

第 6 条 研究科長は、研究科を代表するとともに、研究科委員会の議長として研究科の運営を統括する。

(学部長)

第 7 条 学部長は、所属学部を代表するとともに、学部教授会の議長となり、学部の運営を統括する。

2 学部長は、学長から一定の権限の委任を受け、学務を行う。

学部長は、全学的審議機関である評議会の職務上の構成員となり、また研究科長は大学院委員会の構成員となり、教学上の意思決定に加わっている。

学部長は各学部教授会規程及び教授会議事運営に関する内規に基づき、学部に関する案件を審議決定する学部教授会を招集し、その議長となって学部機能を統括し、研究科長は各研究科の研究科委員会規程及び議事運営に関する内規に基づき、研究科委員会の議長として、研究科の運営を統括している。この他、学部長及び研究科長は、各種委員会・会議の職務上の構成員として様々な運営に関わっている。

また、全学の運営基本方針の策定に関する事項や評議会・教授会等の運営上、調整・整理が必要な事項を協議するために学部長会議を設置し、学部長はその構成員となっている。

学部長は理事または評議員に選任され、法人運営にも参画している。

【点検評価】

上記から、学部長、研究科長は理事会または評議員会の一員として、法人全般の運営に参画するとともに、学長の命を受けて当該学部及び附属機関の教育研究に関する業務を統括し、あわせて所属教員を指揮して分掌業務の円滑な運営に当たっており、その職務権限を適切に行っていると考えられる。

【改善方策】

現状の規程による運営で特に問題点はなく、各学部の管理運営は円滑に行われている。

④学長補佐体制の構成と活動の適切性

【到達目標】

大学の管理運営体制の充実及び大学改革を迅速に進めるため、学長のリーダーシップが十分に発揮できるよう、学長補佐体制の整備を行う。

【現状の把握】

本学では、教員職位規程第4条に学長を補佐する職位として副学長を定めている。現在副学長は置かれていないが、2009(平成21)年4月からは教員の定年退職者1名を学長補佐(特任教授)に任免し、「2020行動計画」等の推進の役割を担っている。また、副学長の選任手続きは学長の選任に準じている。

大学の円滑な運営に資するため、学部長会議を設置している。学部長会議は各学部長、研究所長、事務局長等が構成員となり、月1回定例で開催され、全学の運営基本方針等について協議を行う場として機能している。

【点検評価】

2009(平成21)年4月に学長補佐が置かれた。これは、教員職位規程等で明記されていないが、歯学部 の緊急事態に対応に専念することを目的として位置づけられ、原則として前例にしないこととしている。学長補佐は、2020行動計画の推進では、4つのプロジェクトの内、「医療機関健全化全体プロジェクト」及び「学部再編・新分野等設置推進プロジェクト」の2つのプロジェクトの座長として活動を行っている。

【改善方策】

理事会では、2009(平成21)年4月から2020(平成32)年3月までの学園経営のグランドデザインとして「2020行動計画」を提示し、「医療系ブランド人材育成(教育力向上)」、「キャンパス再構築」、「経営基盤の強化」、「活動分野のグローバル化」をキーワードとした新たな行動目標「パラダイムシフトによる『新医療人育成の北の拠点』づくり」を掲げた。具体的な課題は多岐にわたっており、これを検討・実現する上で学長権限の行使が一層求められるため、学長の政策形成機能を支える学長補佐体制の強化が必要である。

(3)意思決定

①大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【到達目標】

各学部構成員の意思が十分反映される決定プロセスの確立、また、規程に基づき適切な運用を図る。

【現状の把握】

本学では、大学の意思決定に当たっては、各学部教授会の議を経て全学的審議機関である評議会において決定しているが、一定の事項に関しては、各学部教授会にその権限を委譲している。

1. 評議会及び学部長会議

「教員職位規程」では、「学長は、大学を代表するとともに、評議会、大学院委員会の議長として大学運営全般を統括する」と規定されている。また、後述の全学的審議機関である評議会では、その「評議会規程」において、「評議会は、学長が招集し、その議長となる」と明記されており、大学運営に関する基本的な重要事項を協議調整あるいは審議決定している。さらに、大学の円滑な運営に資するため、学部長会議を設置している。「学部長会議規程」では、組織及び協議事項について、次のとおり定めるとともに、会議は学長が招集し、その議長となる旨定められている。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)学長
- (2)各学部長
- (3)事務局長
- (4)学長が必要と認める教職員
(協議事項)

第4条 会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1)全学の運営基本方針の策定に関する事項
- (2)教育研究推進に関する重要課題に関する事項
- (3)学部間で調整の要がある全学的課題に関する事項
- (4)評議会・教授会等の運営上、調整・整理が必要な事項
- (5)FD委員会及び教養教育協議会の運営上、調整を要する事項
- (6)その他必要と認められる事項

このように、学部長会議では、学長と各学部長との意思の疎通を図り、大学の基本的方針を確認し、協同関係を保つ場となっている。したがって、大学の管理運営に関する中枢的な規程において、大学(教学組織)における業務は、基本的に教学側の権限として認められている。

2. 教授会

本学の各学部の教授会は、それぞれの「教授会規程」に基づき運営されており、審議事項、構成員等の基幹部分は全学的に共通したものとなっている。その審議事項は次のとおりである。

- (1)学部内規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2)教員の人事に関する事項
- (3)予算に関する事項
- (4)学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- (5)編入学生の単位の認定に関する事項
- (6)研究生・聴講生及び外国人学生に関する事項
- (7)教育課程の編成及び試験に関する事項
- (8)学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- (9)学長の諮問した事項
- (10)その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項

教授会の構成員は教授であるが、学部長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、准教授又は専任講師等の構成員以外の教員を出席させることができると各学部ともに規定されている。

教授会の開催は、各学部ともに原則として毎月1回以上招集することとされており、現状では薬学部・看護福祉学部・心理科学部は毎月1回、歯学部は毎月2回開催し、上記に掲げる事項について審議決定している。上記の事項を審議決定するに当たり、必要に応じ、各学部の下に設置されている関係各種委員会や原案を策定する等、学部教育、業務の民主的かつ効率的運営を行っている。

また、教員人事について、教員の採用又は昇任は、「教員任用規程」に基づき行われている。さらに、教授・准教授・講師の選考は、「教員選考委員会内規」及び各学部の下に設置された「教員選考基準内規」に則り候補者を選考の上、教授会において投票により決定している。

以上のとおり、教育課程や教員人事については、基本的に教授会の承認を得て、評議会に推薦承認されており、教授会の意思が尊重されたものとなっている。また、教授会が果たしている役割を設置者(法人)の役割との関係で考察した場合、教授会の権限は基本的に設置者の権限から分離されている。

各学部の「教授会規程」では、招集及び議長に関して、「教授会は、学部長が招集し、その議長となる。学部長が事故あるときは、学部長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。」と定められている。また、各種委員会の設置に関し、「学部長が必要と認めるときは、教授会の議を経

て、各種委員会を置くことができる。」と規定されている。各種委員会には、教授会構成員も一員として参加しており、全学的事項を除く各学部における管理運営方針については、各種委員会において意見調整を行いながら原案を策定し、教授会で審議決定している。

教授会開催前には、教授会の円滑な運営を図るため、議事内容の確認、情報交換を行う等の事前協議を行っている。この事前協議には、薬学部では、学部長・教務部長・教務部副部長・学生部長・学生部副部長及び事務課長の出席のもとに実施している。また、看護福祉学部・心理科学部では、副部長を除く構成員、歯学部では、副部長を除く構成員の他に、臨床との連携・調整を図るため、歯科内科クリニック院長が参加し実施している。

各学部における各種委員会には、相当数の教授が参画しており、教授会の議事内容に応じ、各種委員会の意思が反映可能な体制となっており、各種委員会との間の連携協力関係が維持できるものとなっている。

看護福祉学部及び心理科学部では、二学科（看護福祉学部：看護学科・臨床福祉学科／心理科学部：臨床心理学科・言語聴覚療法学科）を有することから、教授会規程に基づき、次のとおり学科会議の設置について規定している。

<看護福祉学部 学科会議内規（抜粋）>

（組織）

第2条 学科会議は、学科の講師以上の教員をもって組織する。

2 学部長は、学科会議に出席することができる。

（協議事項）

第4条 学科会議は、教授会から付託された事項を協議する。

（教授会における審議等）

第6条 学科会議における協議経過及び結果は、学部長に報告するものとする。

2 学科会議における重要事項は、教授会で審議するものとする。

<心理科学部 学科会議（抜粋）>

（組織）

第2条 学科会議は、学科の助教以上の教員をもって組織する。

2 学部長は、学科会議に出席することができる。

（協議事項）

第4条 学科会議は、教授会から付託された事項を協議する。

（教授会における審議等）

第5条 学科会議における協議経過及び結果は、学部長に報告するものとする。

2 学科会議における重要事項は、教授会で審議するものとする。

このように、看護福祉学部・心理科学部では、薬学部・歯学部と異なり、分野が異なる二学科で組成されているため、一学科で組成される薬学部・歯学部に対し、学科間の連携調整が一層必要となってくるが、以上の学科会議の設置により、学部教授会との間の連携協力関係を図ることが可能となっている。さらに詳述するならば、学部教授会にとどまらず、以上の二機関を通じ、准教授・講師・助教間との意思疎通が可能となっている。

【点検評価】

前述の様々な委員会、学科会議等とともに、学部の管理運営の基本方針に関わる諸施策の策定に当たっては、学部長会議において学長と各学部長の意思疎通が図られていることが、教授会における円滑な合意形成に資している。また、各学部教授会において決定することが不適当な事項は、後述の全学的審議機関である評議会に諮っており、意思決定プロセスが確立している。また、教授会運営は、教授会規程等に基づきなされており、適切に運用されている。

【改善方策】

現状では、特に改善・改革を図る点はないと見られる。

(4) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

① 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【到達目標】

各学部の意思を尊重した適切な権限の行使を図る。

【現状の把握】

評議会は、学則第 11 条に基づき、本学の重要事項を審議するため設置された全学的審議機関である。

その「評議会規程」において、「評議会は、学長が招集し、その議長となる」と明記、さらに、「原則として毎月 1 回以上招集する」と規定されている。また、その組織・審議事項等について、次のとおり規定されている。

(組織)

第 2 条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 学部長
- (5) 個体差健康科学研究所長
- (6) 大学病院長
- (7) 歯科内科クリニック院長
- (8) 個体差医療科学センター長
- (9) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (10) 学長が指名する教授

2 学長は、必要と認めるときに、評議会の議を経て、評議員以外の者を、評議会に出席させることができる。

(審議事項)

第 5 条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
- (2) 大学の機構、組織のうち学部、学科等に関する事項
- (3) 学則並びに教学関係の諸規程の制定、改廃に関する事項
- (4) 大学教員の職制、任免の基準及び人事、定員に関する事項
- (5) 大学教員の勤務及び厚生に関する事項
- (6) 学年暦及び休日、休講並びに全学的行事に関する事項
- (7) 入学試験の実施に関する基本的な事項
- (8) 教学に関する予算の配分及び運営に関する事項
- (9) 学生の厚生補導の基本に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) 名誉学位の授与及び名誉教授の推薦に関する事項
- (12) 学長から諮問された事項
- (13) 教授会から提案又は付託された事項
- (14) 歯学部附属歯科衛生士専門学校に関する必要な事項
- (15) その他必要と認められる事項

(各学部との連絡)

第6条 評議会は、審議事項について教授会の意見を求めることができる。

2 評議会の審議結果は、学部長から、その都度教授会に報告しなければならない。

このように、評議会は、大学運営に関する基本的な重要事項を協議調整あるいは審議決定する教学組織の最高決定機関である。評議会では、全学的な共通事項又は学部等の重要事項について審議決定しているが、決定に当たっては、学部長会議において、学長と各学部長等との意思疎通を図るとともに、各教授会等において事前に審議決定することを基本としている。

【点検評価】

前述のとおり、評議会における審議決定は、学部長会議、各教授会の議を経て行われており、学内コンセンサスの円滑な形成に留意するとともに、意思決定プロセスの透明性が確保されていると言える。また、大学運営上の特に重要な案件について、合議制を制度的に導入していることから、その権限の行使は極めて民主的と言える。また、評議会規程第6条（各学部との連絡）において、評議会と教授会との意思疎通が可能となっており、学部教授会と全学的審議機関（評議会）との間の連携及び役割分担も適切であると見られる。

【改善方策】

現状では、特に、改善・改革を図る点はないと見られる。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

① 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【到達目標】

高等教育機関としての社会的使命達成のため、学長を頂点とした大学運営の機動性を発揮する一方、理事長を頂点とする理事会は経営基盤の強化・安定を図りつつ、大学としての教育・研究活動を支援する。

【現状の把握】

<学校法人>

東日本学園（以下「法人」という。）の管理運営に関する意思決定機関は法令及びこの法人の寄附行為（以下「寄附行為」という。）に基づき位置づけられているが、その概要は以下のとおり規定している。

なお、予算の編成方針やその配分及び予算の執行プロセス等、また、教育研究支援や経営管理の支援機能を担う事務組織は、それぞれの点検評価項目の中で詳述するのでこの項から除外する。

1. 役員（詳細：寄附行為第5条・第9条参照）

この法人に7人以上17人以内の「理事」と2名の「監事」からなる役員を置く。理事のうち一人を理事長とし、理事のうちから副理事長及び専務理事を置くことができる。理事長、副理事長及び専務理事は理事会で選任する。また、理事、監事の選任はそれぞれの選任条項に基づき、次の区分に従い構成されている。なお、役員任期は2年と定められており、その再任は可能である。

(1) 理事の選任（詳細：寄附行為第7条参照）

- 1) 北海道医療大学長
- 2) 評議員のうちから評議員会において選任した者（4人以上10人以内）
- 3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者（2人以上6人以内）

上述、1)、2)の理事は、北海道医療大学学長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失う。

現在の理事総数は13名であり、その選任は2008(平成20)年3月に行われている。また、理事の構成は、上述1)該当1人、2)該当8人、3)該当4人となっている。なお、教学組織との間の連携協力等の観点から、各学部教授のうちから3名の理事が就任しており、教育・経営組織間の調和等に努めている。現在は薬学部長、看護福祉学部長、心理科学部長がその任にあたっている。

(2) 監事の選任(詳細:寄附行為第8条参照)

監事はこの法人の理事、職員又は評議員以外の者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。これに基づき現在2名の監事が選任されており、その選任は2008(平成20)年3月に行われている。

2. 理事長の職務(詳細:寄附行為第6条参照)

理事長は上述のとおり、理事の互選によって選任される。理事長は法令及び寄附行為に規定する職務を実行し、適切にこの法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。また、この法人の経営に関する統括者として、学園全般の適切な運営に努めている。

3. 理事長職務の代理(詳細:寄附行為第15条参照)

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代行し、又はその職務を行う。これを基に現在、職務代理者は副理事長が指名されている。

4. 副理事長・専務理事の職務(詳細:寄附行為第6条)

選任は上述1. 役員の欄に記載したとおりである。また、その職務は記述を省略する。

5. 理事会(詳細:寄附行為第12条参照)

この法人の業務は理事をもって組織する理事会の決定に基づき執行される。理事会は理事長が招集し、この法人の寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。理事会の決議は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決める。また、理事会の決議について直接の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。理事会は特別な場合を除き、年度当初、当該年度の理事会開催日を事前に定め、定例で4回開催し、そのうち1回を東京で開催している。

6. 常任理事会(詳細:寄附行為第13条参照)

理事会の常務執行機関として常任理事会を置く。常任理事会は理事長、学長、理事のうちから理事会で選任した理事3人以上5人以内で構成する。常任理事会について必要な事項は、常任理事会規則及び理事会業務委任規則(いずれも理事会制定)を定め、それに基づき運営を行っている。現在の構成員は教学組織との連携体制を深めるなどの意図から理事長、学長、理事会において選任された5名(副理事長、学長補佐、薬学部長、看護福祉学部長、心理科学部長)で組成され、上述の規定等に基づき適切な運営に努めている。

(注) 現在、規則定数に達しているため、歯学部長がオブザーバーとして出席している。また病院改革を実行しているため、大学病院長もオブザーバーとして出席し、大学、法人との連携、協調体制を確立している。

なお、常任理事会は、毎月1回定例で開催され、理事会の決定した基本方針の執行に加え、以下の事項を理事会から委任されその審議、承認等を主たる業務としている。

(1) 法人の長期計画の企画・立案に関する事項

(2) 法人業務全般の執行計画の企画・立案に関する事項

- (3) 法人業務全般にわたる重要事項の策定に関する事項
- (4) 資金の調達及び運用に関する基本方針の策定に関する事項
- (5) 大学、専門学校の日常の管理運営に関する事項
- (6) 学則及び学園の組織、人事に関わる重要な規則を除く、管理運営に関わる諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) 総務・人事・財務及び教学に関する事項
- (8) その他理事会から委任された事項

また、理事会は、上記(1)～(8)の他に理事長、学長ならびに専門学校長への業務委任行為を定め、各職位の適切な業務執行を求めている。

7. 評議員会（詳細：寄附行為第17条から第23条参照）

この法人に評議員会を置く。評議員会は15人以上35人以内の評議員をもって組織する。評議員会は理事長が招集する。評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。理事長は寄附行為に定める事項について、あらかじめ評議員会に諮問しその意見を聴取し、法人の業務を適切に総括するよう努めている。また、評議員会は役員に対して、法人の業務、財産の状況又は役員の業務執行の状況について意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

評議員の任期は2年であり再任を妨げない。現在の評議員は2008年（平成20年）3月に選出されている。その構成は次のとおりである。また、評議員会の開催等に関することは理事会と同様なので記述を省略する。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選出した者（5人以上13人以内）
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者（5人以上12人以内）
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者（5人以上10人以内）

なお、(1)の評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。現行33人の評議員構成は上述(1)該当13人、(2)該当11人、(3)該当9人である。なお、教学組織との間の連携協力の観点から、各学部等教授のうちから（各機関の長及びその経験者）、11人が評議員として就任している。また、2号評議員は全員が卒業生、3号評議員は主に本学関係者が就任している。

8. その他

1996（平成8）年より理事長の常勤体制が整ったことや、常任理事会がその機能に沿って適切に運営されていることなどに伴い、2002（平成14）年に寄附行為の一部を変更し、専務理事の選任体制を「置くことができる」ことに改めた。

また2006（平成18）年3月に理事長を補佐する副理事長を、2009（平成21）年4月には学長を補佐する学長補佐をそれぞれ設置し、法人・教学組織の体制を一層強化した。

2008(平成20)年度会議開催状況

<理事会>

審議機関名	開催日	審議内容	審議件数
理事会 (7回)	5.28	平成19年度事業の実績及び決算、平成20年度予算の補正、心理科学部に係る定員の見直し、大学学則の一部変更、役員退任慰労金等	審議5件 報告4件
	5.28	平成20年度予算の補正	議案1件
	9.25	コンプライアンス推進に関する規程及び行動規範の制定、キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する指針及び同規程の制定	審議2件 報告5件
	12.18	平成20年度事業計画の追加および予算の補正	審議1件 報告4件 その他1件

	12.18	平成 20 年度事業計画の追加及び予算の補正	議案 1 件
	3.19	平成 21 年度事業計画及び予算、教員役職者の選任、評議員の推薦、評議員の選任、名誉教授の称号授与、大学学則の一部変更、大学院学則の一部変更、給与規程の一部改正、2020 行動計画、ポイント制人件費システム	審議 10 件 報告 4 件
	3.19	平成 21 年度事業計画及び予算、常任理事会の構成員	審議 2 件 報告 2 件

< 常任理事会 >

常任理事会 (11 回)	4.22	審議事項なし	報告 3 件 その他 1 件
	5.20	平成 19 年度事業の実績及び決算、平成 20 年度予算の補正、心理科学部に係る定員の見直し、大学学則の一部変更、認定看護師研修センターに係る新分野追加、平成 20 年度臨床教員の委嘱、平成 20 年度非常勤講師の委嘱、次回理事会・評議員会の付議事項	審議 8 件 報告 2 件 その他 2 件
	6.24	平成 20 年度臨床教員の委嘱、平成 20 年度耐震改修事業に係る「工事施工業者」の選定	審議 2 件 報告 1 件 その他 2 件
	7.22	平成 20 年度臨床教員の委嘱、耐震工事施工業者の選定	審議 2 件 報告 1 件 その他 1 件
	9.16	客員教授の追加委嘱、コンプライアンス推進に関する規程及び行動規範の制定、キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関する指針及び同規程の制定、理事会への付議事項	審議 4 件 報告 3 件 その他 2 件
	10.28	伝統薬物研究センター（平成 20 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業）新築工事に係る入札業者の指名ならびに指名競争入札について	審議 1 件 報告 1 件 その他 3 件
	11.25	審議事項なし	報告 2 件 その他 2 件
	12.9	平成 20 年度事業計画の追加及び予算の補正、「伝統薬物研究センター」新築工事施工業者の選定、理事会・評議員会への付議事項	審議 3 件 報告 2 件 その他 1 件
	1.27	北海道医療大学「夢つなぎ入試」の実施、複数入学者奨励金内規の一部変更	審議 2 件 報告 3 件 その他 1 件
	2.24	環境保全規程、「夢つなぎ入試」対象者に対する入学金および授業料減免に係る内規の制定	審議 2 件 報告 2 件 その他 2 件
	3.10	平成 21 年度事業計画及び予算、教員役職者の選任、役員・評議員の選任、常任理事会の構成員、名誉教授の称号授与、平成 21 年度特任教員の採用、平成 21 年度客員教授の委嘱、大学学則の一部変更、大学院学則の一部変更、大学教育開発センター規程の一部改正、心理臨床・発達支援センター規程の一部改正、給与規程の一部改正、職員等診療費補助規程の制定、複数入学者奨励金内規の一部改正、ポイント制人件費管理システムの導入、2020 行動計画、次回理事会・評議員会の付議事項	審議 17 件 報告 4 件 その他 1 件

<評議員会>

評議員会 (3回)	5.28	平成20年度予算の補正	審議1件 報告5件
	12.18	平成20年度事業計画の追加および予算の補正	審議1件 報告1件 その他1件
	3.19	平成21年度事業計画及び予算、評議員の選任、理事の選任	審議3件 報告6件

【点検評価】

<学校法人>

1. 理事会、評議員会は寄附行為に従い前述のとおり開催されており、適切な運営が行われている。また、理事会に対する監事の職務は、法令や寄附行為に基づき適切に行われている。
2. 法人の2008（平成20）年度の監査結果は、理事会において監事より適正に報告されている。また、当該年度における学校法人実態調査は、監事の監査結果に基づき報告した。
3. 理事や評議員は寄附行為に則し適正に選任されており、その構成は法人や教学組織の連携・協調等を図る観点からも十分に配慮されている。
4. 理事会は常任理事会に委任する事項を「理事会業務委任規則」に定めている。また、同時に理事長、学長、専門学校長への委任行為を定め、法人と教学組織の権限委譲を明確に図っている。

<教学組織>

1. 評議会や教授会及び大学院委員会は、学則や教授会規程等に則り、毎月それぞれ定例で開催されている。またその運営方法は学長や学部長及び研究科長が中心となり適切に行われ、それぞれが適切にその機能を担っている。
2. 学長や学部長及び研究科長は、それぞれ評議会や教授会及び大学院委員会の下部組織として、各種委員会を組成し大学または学部、研究科全体の運営に意を注いでいる。
3. 学長は全学的な見地から学部間の調整を行うため「学部長会議」を設置している。学部長はこの場において合意等された事項を学部に反映し、その運営に当たっている。

<教学組織と学校法人との連携・協力>

教学組織と法人との連携・協力体制は、前述【現状の把握】に記載のとおり円滑に行われている。

1. 常任理事会の構成は、<学校法人>6. に記載のとおり、教学組織との意思疎通について特に配慮している。
2. 理事長、学長は毎週定例で開催される「企画調整会議」において、諸案件について、基本的な方針を検討し、相互に意思疎通を図っている。
3. 法人の中長期事業計画は1990（平成2）年に「21委員会」を設立、以後、「2008行動計画委員会」を立ち上げ、2006（平成18）年5月に「新医療人育成のための北の拠点」として、本学のあるべき姿を明確にするため中長期計画の骨格づくりを行う「教育力向上」「キャンパス再構築」「医療機関一元化」の3つのプロジェクトを理事長の下に組成、また、2009（平成21）年度に開学35周年を迎え、新たに「2020行動計画」を策定し、緊急アクションに対応すべく組織を組成し、教学組織と法人とが連携・協力しながら行動している。

上記のとおり、これらの理事等を通じて教学側の意思は適切に理事会等に反映されており、法人との連携協力関係は円滑に行われている。

【改善方策】

理事長・学長の意思疎通は定例的な学内会議等を通して極めて良好である。また、学部長を学校法人理事に登用していることから、法人・大学の運営上に齟齬が生じづらい体制を構築してきた。今後もこの体制を維持する一方、創立 35 周年を経た学校法人として卒業生からの理事登用も図り、執行体制が「内向き」にならないよう工夫を行う。

(6) 法令遵守等

① 関連法令等および学内規定の遵守

【到達目標】

教職員全員が社会の要請に応え得る公正さ、誠実さ等の倫理観や道徳観を再認識し、風通しのよい職場環境を保持するため、法令および学内の諸規程を遵守し、かつ社会規範を尊重する組織としての風土を確立する。

【現状の把握】

本学では、監査室の設置と同時に公益通報者保護法に基づき公益通報を適切に処理するため「公益通報等に関する規程」を2007(平成19)年7月に制定し、教職員への啓発活動を行った。さらに、この活動を推進するため、学園の役員・教職員が業務遂行する上で、法令及び学園の規則・規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動を行うことを定義とした「コンプライアンス推進に関する規程」を2008(平成20)年9月に制定し、理事会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、学内の既存組織・委員会等との連携によってコンプライアンスを推進している。

また、学園の健全な経営を維持するためには、大学経営に内在するリスクについての理解を学内の関係者全員が共有し、適切に対処するための意識付けをしていくことも重要な課題であり、経営環境が大きく変化している現在、適格なリスクマネジメントが求められていることに鑑み、コンプライアンスマネジメントとリスクマネジメントを一体化して対応してきている。

コンプライアンス委員会は、

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) コンプライアンスに係る啓発及び教育研修
- (3) コンプライアンスに反する事案の調査および再発防止策の策定
- (4) リスク管理に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進およびリスク管理に関する必要な事項

を任務としている。

【点検評価】

コンプライアンスの推進にあたり、組織として何を大切にし、何を守らなければならないかの方針を明らかにするために「行動基準」および「行動規範」を策定した。また、コンプライアンス委員会と既存組織との関係を明確にし、とりわけ、コンプライアンスに関する公益通報については「公益通報等に関する規程」を適用するほか、違法行為等に関する通報について定めた他の学内規則等の規定の適用を妨げないものとし、公平・公正性の確保に努めている。

【改善方法】

委員会は、学園におけるリスク管理マニュアルを社会の情勢等の変化などに応じて、常に合理的かつ現実的に即したものとなるよう、継続的に見直していかなければならない。

② 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

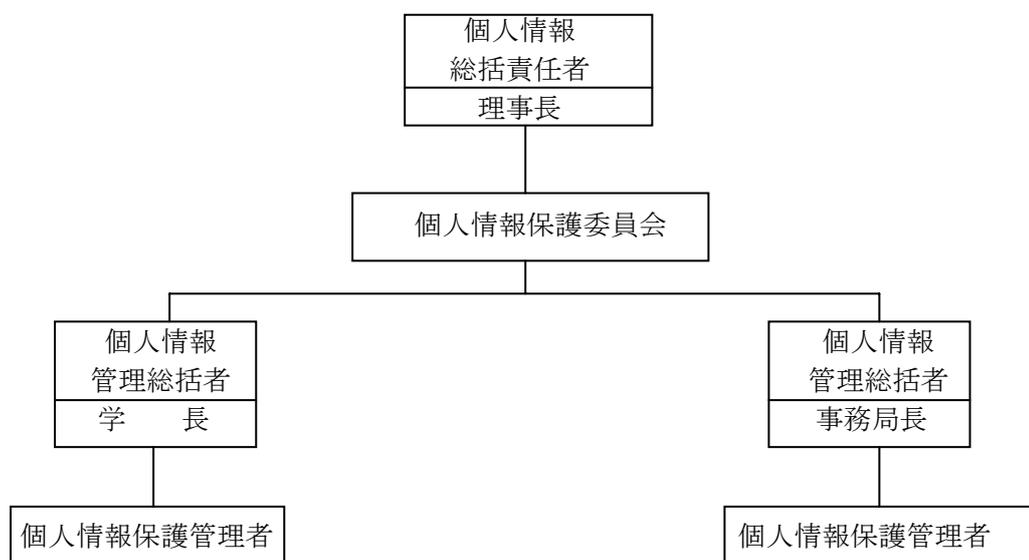
【到達目標】

個人情報保護に対するリスク管理に努め、個人情報の漏洩・紛失・改ざんなどのリスクからの保護を徹底する。

【現状の把握】

個人情報保護法に基づき、2005(平成17)年4月に個人情報保護に関する学内規程を定めた。個人情報の保護に関する基本方針を定め、ホームページに公表し、全教職員に周知徹底を行った。

また理事長を個人情報総括責任者とする個人情報保護委員会を設立し、個人情報の保護を適正かつ円滑に行い、各々の役割、責任及び権限を明確にするため、以下の管理体制を整備した。



【点検評価】

教育・研究・社会貢献等の活動を推進するため多くの個人情報を保有しているが、こうした個人情報を漏洩、紛失、改ざんなどのリスクから保護することは極めて重要な責務の一つである。

本学では、個人情報保護法に基づき、2005（平成 17）年 4 月に「プライバシーポリシー」「個人情報保護に関する規程」等を定めるなど、個人情報の適正な取り扱いと厳重な管理体制を構築し、その保護に努めている。

【改善方法】

個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報保護法や関連法令等に従うほか、本学が定めるプライバシーポリシー、個人情報の保護に関する規程、個人情報の適正管理に関する細則等遵守しているが、これらの規程は、社会の情勢等の変化などに応じて、常に合理的かつ現実に即したものとなるよう、継続的に見直しを図る。